

堺市障害者自立支援協議会 地域生活支援部会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、堺市障害者自立支援協議会設置規約（平成19年3月29日制定。）第3条に定める部会の運営について、全ての障害者（児）等が、地域において安心して自立した日常生活又は社会生活を営むことを目的とした地域生活支援拠点等の整備、機能強化を推進及び評価することを目的に、地域生活支援部会（以下「部会」）の運営等に関することについて必要な事項を定める。

(組織)

第2条 この部会は、堺市障害者自立支援協議会（以下「市協議会」）の専門部会とする。

(構成)

第3条 部会は、市協議会、区協議会により選出された委員によって構成する。必要に応じて、委員を補完する者を置くことができる。なお、堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例（平成14年条例第8号）の観点から、女性の委員への参画について配慮するものとする。

(役員)

第4条 部会に、次の役員を置く。

(1) 部会長1名

(2) 副部会長1名

(選出方法及び職務)

第5条 部会長及び副部会長は、市協議会会長の推薦により選出する。

2 部会長は、部会を代表し、市協議会へ出席する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(任期)

第6条 委員（市職員のうちから任命され、または委嘱された委員を除く。）の任期は、各年度の2年間とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後も新たに役員が選出されるまで引き続きその職務を行う。

(会議)

第7条 会議は、部会長が招集し、議長となる。

2 部会長は、必要があると認めるときは、関連する会議の関係者の出席を求め、その意見もしくは説明を聴き、又は必要な資料を求めることができる。

3 会議の開催回数は、年3回程度とする。

(事務局)

第8条 部会の事務局は、堺市健康福祉局障害福祉部障害施策推進課に置く。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、平成21年4月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。